

新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に

関するガイドライン

(令和5年4月1日改訂)

大和郡山市教育委員会

【目次】

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 2 学校教育活動における感染症対策等
 - (1) 感染症の予防に関すること
 - (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等の登校判断に関すること
 - (3) 学習指導に関すること
 - (4) オンラインの活用に関すること
 - (5) 健康相談・心のケアに関すること
 - (6) 人権教育に関すること
 - (7) 学校行事に関すること
 - (8) 部活動に関すること
 - (9) 学校給食の実施や食事の場面に関すること
 - (10) 学校保健全般に関すること
 - (11) 健康診断に関すること
 - (12) 出席停止等の取扱いに関すること
 - (13) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠の取扱いに関すること
 - (14) 学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）に関すること

- 3 感染が広がった場合における対応等
 - (1) 学校において感染者等が発生した場合の対応
 - (2) 児童生徒等が濃厚接触者となった場合の対応
 - (3) 同居家族が濃厚接触者となった場合の対応
 - (4) 児童生徒等に発熱等のかぜ症状がある場合
 - (5) 臨時休業に関すること
 - (6) 登下校の安全確保について

- 4 非常時にやむを得ず登校できない児童生徒等に対する学習指導
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 臨時休業時等におけるオンライン授業の実施
 - (3) 出席停止の措置をとっている児童生徒への対応
 - (4) 自宅等における学習の取扱い
 - (5) 指導要録上の取扱い
 - (6) 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等
 - (7) 児童生徒等の状況把握

- 5 幼稚園において特に留意すべき事項について

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

学校においては、感染リスクの高い活動に注意しつつ、地域の感染状況に応じた感染症対策を徹底し、学校教育活動を継続していくことが重要です。具体的には、「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要です。

2 学校教育活動における感染症対策等

(1) 感染症の予防に関すること

(新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導)

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、児童生徒等自らが感染リスクを判断し避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

(家庭における検温や健康観察の要請)

- ・各家庭において、毎朝の検温や風邪症状の有無等の確認を行い、発熱や咽頭痛、咳等の症状があり、普段と体調が異なる場合には登校を控え、事前に電話相談をした上で、かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診するよう促します。
- ・児童生徒等に発熱等の風邪症状が見られた場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養し、必要に応じて医療機関への受診を勧め、出席停止の措置を取ります。医療機関により登校が可能と診断された場合、または症状がなくなったことが十分に確認された場合は、登校することが可能です。
- ・新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であり、軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断します。なお、こうしたことに関する診断について、特段診断書等の提出を求める必要はありません。
- ・感染が拡大している地域において、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合は、症状がなくなるまでの間、もしくは同居家族が医療機関を受診し感染の有無が判明するまでの間、児童生徒等の登校を控えるよう指示します。なお、この場合、出席停止の措置を取ります。

(身体的距離の確保)

- ・授業等における具体的な活動場所や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保します。

(消毒)

- ・教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きした後、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭を行います。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。

(換気)

- ・密閉を回避するために、気候上可能な限り常時換気を行います。その際、可能であれば2方向の窓を同時に開けるなど外気の流入を行うことで、効果的な換気に努めます。
- ・常時換気が出来ない場合は、毎時2回以上、各授業の途中で数分程度、窓を全開にします。
- ・窓のない部屋では、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなど十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮します。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも、換気は感染防止の観点から重要であり、換気に努めます。
- ・エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行います。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPA フィルタ付き空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要です。
- ・十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師の支援を得つつ、換気の日安としてCO₂モニターにより二酸化炭素を測定することも考えられます。その際、できる限り1000ppm相当の換気に取り組むことが望ましいです。

(学校におけるマスクの着用)

- ・学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場合においては、児童生徒等及び教職員についても、マスクを着用することが推奨されます。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒等に対してマスクの着用を促すことも考えられますが、その場合においても着用を強いることのないようにします。

(咳エチケット)

- ・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、児童生徒等や教職員は咳エチケットの徹底を行います。

(手洗い)

- ・外から教室等に入るときやトイレの後、食事の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないようにします。

(濃厚接触の回避)

- ・学校内の濃厚接触者が増えると、学校の一部または全部で臨時休業を余儀なくされます。学校での教育活動が停止してしまうことのないように、以下のケースに該当

しない生活を送ることが重要です。

- ・手で触れることの出来る距離（目安として1 m以内）で必要な感染予防策なしに累積15分以上の接触やマスクを外して会話をする。
- ・向かい合ったり（目安として1 m以内）、会話をしたりしながら飲食をする。
- ・毎時2回以上の適正換気を行わず密閉された空間と一緒にいる。

（濃厚接触者の考え方）

- ・感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わず飲食を共にした者については、濃厚接触者とします。

（登校後に発熱等風邪症状が見られた場合の対応）

- ・児童生徒等が登校後に発熱した場合については、原則として、保護者の迎えを要請します。なお、学校での待機については、保健室以外の別室を設けるなど他の者との接触を可能な限り避けるよう配慮します。
- ・帰宅後は症状がなくなるまでの間は登校を控えさせるとともに、必要に応じて医療機関への受診を勧めます。受診結果を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。なお、この場合、出席停止の措置を取ります。
- ・直ぐに保護者の迎えによる帰宅や受診ができない場合に限り、他の児童生徒等との接触状況から判断し、早急に感染の可能性の有無を検査する必要がある時には、抗原検査キットを使用し、学校での感染拡大防止に努めます。

（特別支援学級における対応）

- ・感染拡大の防止や濃厚接触者を減らす観点から、学年が混在するような活動においては、感染対策を徹底するとともに、マスクを着用することができないなど、感染リスクが高くなる可能性のある場合は、集団活動の在り方について検討します。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等の登校判断に関すること
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医の意見を踏まえるなど、家庭と連携し、適切な判断を行います。

(3) 学習指導に関すること

- ・各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染リスクが比較的高い学習活動については、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うことなどの感染症対策を講じます。
- ・児童生徒等が対面形式となるグループワーク等、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・児童生徒等がグループで行う実験や観察（理科）
- ・室内で児童生徒等が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏（音楽）
- ・児童生徒等が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動（図画工作、美術）
- ・児童生徒等同士がグループで行う調理実習（家庭、技術・家庭）
- ・児童生徒等が密集する運動や組み合ったり接触したりする運動（体育、保健体育）

※詳しくは、令和5年3月20日付け大郡教委学第1446号、令和5年3月17日付け4文科初第2507号「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直

し等について（通知）」別添資料『「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策』を参照のこと。

(4) オンラインの活用に関すること

- ・今後の臨時休業に備える意味でも、オンラインを活用した課題の配布や、説明動画や確認テストの配信等、いわゆる「反転学習」の考え方による学習指導等、日頃からオンラインの活用に積極的に取り組みます。

(5) 健康相談・心のケアに関すること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒等が心身のバランスを崩していることも考えられます。このため、定期的に簡易な質問紙調査を活用するなどにより、児童生徒等の状況を的確に把握します。また、必要に応じて、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。

(6) 人権教育に関すること

- ・感染者や濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されるものではありません。また、新型コロナワクチンの接種に関して、ワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが生じてもいけません。児童生徒等が新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチンの接種に関する正しい知識を身に付け、確かな人権意識を確立できるよう発達段階に応じた指導を行います。

(7) 学校行事に関すること

(入学式、卒業式、始業式、終業式等)

- ・児童生徒等・教職員・来賓・保護者とも、マスクの着用を求めないことを基本とします。なお、斉唱や合唱時等は、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保するとともに、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて換気を行います。
- ・来賓や保護者等については、予め名簿等を作成するなど、追跡調査ができるように準備するとともに、当日は、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。

(修学旅行等)

- ・修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、訪問地の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等に応じて感染防止策を検討し、保護者の理解を得た上で実施します。
- ・修学旅行については、令和4年大郡教委学第730号「市内小・中学校における令和4年度修学旅行の実施に係る留意事項等について」を参照してください。
- ・校外学習等は、可能な限り感染防止策を講じることを前提に、奈良県外での実施も可能とします。

(文化祭等)

- ・校外からの参加を認める場合は、予め参加者名簿等を作成するなど、追跡調査ができるように準備します。球技大会や運動会・体育大会についても、これに準じます。
- ・食品を扱う模擬店については、管轄の保健所に相談し、その指導に従うとともに、

飲食場所の指定、手洗いの徹底などの感染防止対策を講じます。

(8) 部活動に関すること

・部活動については、以下のことを守りつつ、練習等を行います。

- ① 部活動（部活動前後の行動（更衣や練習の準備等）、及びミーティング（話し合いや会話）を含む。）においてマスクの着用は求めませんが、基本的な感染症対策を行った上で活動します。ただし、各種目団体において活動時のマスクの着用について示されている場合は、それに従い、教員等が活動状況を確認します。
- ② 部活動の練習においては濃厚接触者の特定を行いません。ただし、部活動前後の行動（更衣や練習の準備等）及びミーティング（話し合いや会話）の活動においては濃厚接触者の特定を行います。（マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者を特定するのではなく、引き続き、周囲の環境や接触の状況等を含めて総合的に判断します。）
- ③ 水分補給の際は、他人との身体的距離に配慮するとともに、タオルやコップ、ゼッケン、スクイズボトル等の共用を避けます。
- ④ 学校長了承のもと、公式大会・発表会等への参加、他校との練習試合、合同練習、集会等（以下、「練習試合等」という。）を可能とします。ただし、次の区域においての練習試合等は行わないこととします。
 - ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施区域
 - ・独自の基準で部活動の練習試合等を禁止している区域
- ⑤ 合宿・遠征等、泊を伴う活動については、可能とします。ただし、上記の地域での合宿・遠征等を行わないこととします。基本的な感染対策を講じることを前提に、合宿・遠征先の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断し、保護者の理解を得た上で実施の可否を検討します。
- ⑥ 公式大会・発表会等及び練習試合等の観客については、外部会場の場合は施設の使用規定及び主催者の方針に則ることとし、学校会場の場合は、関係者限定とします。
- ⑦ 各競技団体が示すガイドラインがある場合は参考にします。
- ⑧ 活動に当たっては、感染防止策のほか、熱中症対策に万全を期します。

(9) 学校給食の実施や食事の場面に関すること

- ・学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うなど、対応を徹底します。
- ・なお、児童生徒等全員が食事の前後の手洗いを徹底し、会食に当たっては、1m以内で顔が対面にならないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対策を講じます。

(10) 学校保健全般に関すること

- ・文部科学省 HP に掲載の「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関する Q & A」、「教育活動の実施等に関する Q & A」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する

る衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本に対応します。

- ・必ず教職員での情報共有を図るとともに、臨時の学校保健委員会を開催する等、学校医・学校歯科医・学校薬剤師（以下、「学校医等」という。）やPTA代表者などと連携し、保健管理体制を整えるなど、学校保健活動が円滑に進むよう心がけます。

(II) 健康診断に関すること

(健康診断全般)

- ・学校医等と十分に連携し、感染防止策を講じながら実施します。
- ・令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合には、令和5年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施します。

(内科検診)

- ・学校医等は口腔内を観察することは避け、絶対に口腔内に触れないようにします。保健調査票や問診票等から事前に児童生徒等の健康状態を把握するとともに、学校医等に伝えておくなど、時間短縮に努めます。

(歯科検診)

- ・感染の恐れが高いため、学校歯科医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。また、歯科検診を実施する際の留意点は、以下のとおりです。

【学校】

- ① 事前に、家庭での健康管理を徹底する。
- ② 当日は、児童生徒等や教職員の体調チェックを徹底する。
- ③ 検査室の換気を十分行う。
- ④ ミラー等の滅菌を徹底する。
- ⑤ 記録者はマスクを着用することが望ましい。

【学校歯科医】

- ① 健康診断当日の健診医及び帯同者の体調チェックを徹底する。
 - ② 必要な場合を除き、口腔内を手指で触らない検査方法を心がける。
 - ③ 必ずマスク・手袋を着用する。口腔内に触れた場合は、手袋を交換または消毒する。
 - ④ 保健調査票を活用し、効率的に歯科検診を実施する。
 - ⑤ 県及び市町村教育委員会の情報に基づき、学校歯科医の活動指針に準じて、地域の実情に合わせた対応を心がける。
- ・可能な限り登校前に歯みがきやうがいを行い、清潔な口腔内を保った上で実施します。

(眼科及び耳鼻咽喉科の健康診断)

- ・粘膜等に触れることは感染の恐れが高いため、学校医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。

(尿検査)

- ・現時点においては、尿により感染する恐れはないとされていますので、学校薬剤師と連携の上、実施します。また、尿を扱う際には、直接触れることを避け、使い捨

ての手袋を着用し、検査後には必ず流水と石けんでの手洗いをします。

- ・検尿用のスピッツ等については、各自治体の処分方法を確認のうえ、学校薬剤師に相談し、適切に処分します。

(心電図検診及び結核検診)

- ・安全に学校教育活動へ参加するため、学校医等や関係機関と連携し、感染予防のための対策を十分に取った上で実施します。
- ・結核検診を延期する場合は、保健調査や結核健康診断問診票において、結核に関する「自覚症状」や「高まん延国での居住歴」がある児童生徒等について、登校の可否を学校医に相談します。

(12) 出席停止等の取扱いに関すること

- ・以下の場合に出席停止の措置を取ります。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止)

- ・児童生徒等や同居家族の感染が判明した場合
- ・児童生徒等や同居家族が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・感染が拡大している地域において、児童生徒等や同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認した上で、学校に登校すべきかどうかを校長が判断します。なお、学校に登校すべきでない校長が判断した場合、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

(13) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠の取扱いに関すること

- ・児童生徒等が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。
- ・新型コロナワクチン接種後、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができます。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒等や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断します。

(14) 学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症に関する入力は、なるべく早急に入力していただくようお願いいたします。原則としてこれまで同様、16時までに入力します。
- ・新型コロナウイルス感染症については、「出席停止 疾患登録」のうち、新型コロナウイルス感染症に関する5つの項目に入力します。入力基準は以下のとおりです。

①「発熱等による」

児童生徒等自身に発熱等の症状があって自宅で療養しており、学校では出席停止扱いにする場合に入力します。（新型コロナワクチン接種後、児童生徒等に発熱

等の風邪の症状が見られる場合の出席停止はこちらに入力します。)

② 「家族等の風邪症状による」

同居している家族等に発熱等の風邪症状があり児童生徒等が自宅で休養している場合や、家族が濃厚接触者として PCR 検査を受けている場合に入力します。

③ 「(新型コロナウイルス感染症)濃厚接触者」

児童生徒等が濃厚接触者に特定され出席停止となった場合に入力します。

④ 「新型コロナウイルス感染症」

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症への感染が確定された場合に入力します。

⑤ 「(新型コロナウイルス感染症)教育委員会または主管課の指示による」

感染者は発生していないが、教育委員会または主管課の指示により、積極的な臨時休業をした場合に入力します。

- ・ 2 (12) (「医療的ケア等児童生徒」)、2 (13) (「ワクチン接種を受ける場合の欠席」)、3 (3) ②により、出席停止の取扱いとする場合は、「事故欠・忌引き等入力」の「その他」に入力します。
- ・ 新型コロナウイルスとインフルエンザを同時感染した場合、欠席入力画面と出席停止入力画面は両方入力してください。なお、臨時休業入力は同じ期間内での複数疾患の入力ができないため、どちらかを代表して入力してください。

3 感染が広がった場合における対応等

(1) 学校において感染者等が発生した場合の対応

(教育委員会への報告)

- ・ 児童生徒等や教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、大和郡山市学校教育課まで報告様式(エクセル)により、小・中学校は校務支援システム、幼稚園は電子メールで報告します。

(児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合)

- ・ 学校は、感染者を把握した場合、感染経路等の早期特定のため、感染者及び関係者に接触状況等を聞き取り、行動を把握します。

(感染者や濃厚接触者等の出席停止)

- ・ 児童生徒等の感染が判明した場合及び児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、出席停止の措置を取ります。

(感染者の出席停止期間)

- ・ 感染者の出席停止期間は、原則として、症状が出始めた日の翌日を1日目として7日経過、かつ、症状がなくなってから24時間(1日)が経過するまでとします。無症状の場合は、陽性が確定した検査日(検体採取日)の翌日から7日間経過するまでとします。加えて、5日目に検査キットにより陰性が確認された場合は6日目に解除となります。ただし、療養解除後も、有症状患者については発症日から10日間が経過するまで、無症状患者については7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスク

の着用」、「手洗い等の手指衛生」、「喚起（外気の流入を行う）」等の基本的な感染対策のほか、感染リスクが高い学習活動を控えるなど、感染予防行動の徹底をします。（令和4年9月21日付け事務連絡『新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について』参照）

（濃厚接触者の出席停止期間）

- ・濃厚接触者は感染者と最後に接触した日（同居者の場合は、家庭内で感染対策を開始した日）の翌日から起算して5日間とし、6日目から解除します。また、無症状の場合に限り、2日目及び3日目の抗原検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は3日目からの登校を可能とします。その場合、7日間が経過するまでは毎朝の検温等の体調観察を徹底します。
- ・幼稚園、小学校に勤務する教職員が濃厚接触者に特定された場合、緊急的な対応として、一定の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、毎日（最終接触日から3日が経過するまで）の検査による陰性確認により、継続して業務従事を可能とします。（一定の要件及び注意事項は、令和4年7月28日付け事務連絡「保育園、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」を参照のこと）ただし、この対応をとる場合は、大和郡山市教育委員会事務局学校教育課まで相談します。

（校舎内の消毒）

- ・感染が判明した場合、保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者による清掃や消毒は必要ありません。

（濃厚接触者の特定）

- ・感染者の行動履歴を確認し、濃厚接触者が特定された場合は、原則として、感染者と最後に接触した日の翌日を1日目として5日間経過するまで出席停止を指示します。
- ・濃厚接触者の候補の考え方
校内の濃厚接触者の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。
 - ・感染者と同居又は長時間の接触があった者（同室で宿泊したものを含む）
 - ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
 - ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者
 - ・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
 - ・毎時2回以上の適正換気を行わず密閉された空間にいた者
 - ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
 - ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

（2）児童生徒等が濃厚接触者となった場合の対応

- ・濃厚接触者の出席停止期間は、原則として、感染者と最後に接触した日（同居者の

場合は、家庭内で感染対策を開始した日)の翌日を1日目として5日間経過するまでとします。ただし、同居家族の中で別の家族が感染した場合は、改めてその家族の発症日(無症状の場合は検体採取日)の翌日から5日間の自宅待機とします。ただし、7日間はマスクを着用することを推奨します。

- ・濃厚接触者に発熱等の症状がある場合は、「濃厚接触者であり、症状がある」旨を伝えたうえで、かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診するよう促します。
- ・無症状の濃厚接触者の場合は、2日目及び3日目の抗原検査キットを用いた検査でどちらも陰性確認後、3日目から解除することも可能です。
- ・濃厚接触者としてPCR検査を受ける場合は、最終接触日から5日間を経過していても、検査の結果が出るまでは自宅待機をします。
- ・学校内で感染拡大の恐れがある場合や、早期に自宅待機を解除する必要がある場合における抗原検査キットの使用については、その都度、大和郡山市教育委員会事務局学校教育課まで相談します。

(3) 同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

- ①同居家族に症状がない場合は、原則、登校を控える必要はありません。ただし、感染拡大の観点から、あるいは保護者の意向等で登校を控える方が望ましいと判断した場合には、学校の実状に合わせて柔軟に対応します。
- ②同居家族に症状がある場合は、「濃厚接触者であり、症状がある」旨を伝えたうえで、かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診するよう促します。その際、児童生徒等は感染の有無が判明するまで自宅待機します。
なお、①、②のいずれの場合も、出席停止の措置を取ります。

(4) 児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合

- ・かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診し、感染の有無が判明するまで自宅待機するよう促します。陽性の場合には、「感染者の出席停止期間」を参考に対応します。陰性であっても、症状がなくなるまでの間は登校を控えます。

(5) 臨時休業に関すること

- ・学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、学校からの報告を基に設置者が判断します。

【学級閉鎖】

- ・以下①から③のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖の実施を検討します。

- ① 同一の学級において感染経路が同一と思われる複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 同一の学級において感染が確認された児童生徒等が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童生徒等が複数いる場合
- ③ その他、設置者が必要と判断した場合

(ただし、感染可能期間に学校にきていない児童生徒等の発症は除きます。)

- ・上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内

における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はありません。

- ・学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。ただし、上記において未診断の風邪等の症状を有する児童生徒等や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能です。

【学年閉鎖】

- ・複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖の実施を検討します。

【学校全体の臨時休業】

- ・複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業の実施を検討します。

（6）登下校の安全確保について

- ・児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえ安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要になります。特に、感染症対策が実施されることで児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要があります。

4 非常時にやむを得ず登校できない児童生徒等に対する学習指導

感染症や災害の発生等の非常時に登校できない児童生徒等が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、児童生徒等の実情などを踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておきます。

（1）基本的な考え方

- ・一定の期間、児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合などには、Meet 等を活用するなどして、指導計画等を踏まえた学習指導と学習状況の把握を行います。

（2）臨時休業時等におけるオンライン授業の実施

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため3(5)により臨時休業を行う場合や欠席者に対しては、自宅等においても学習を継続できるよう可能な限り早期に Web カメラを活用したオンライン学習等を実施します。
- ・Meet を活用した学習指導だけでなく、動画配信や確認テストの配信、オンラインドリル、ワークシートやプリントの配布等も活用してください。
- ・低学年においては、オンライン学習にはせずに、紙のプリント等を配布することも可能です。
- ・Classroom 等を活用して、学習課題の配布、回収を行います。学習課題を配布するだけでなく、その結果を回収することで、児童生徒の学習への取組状況を把握します。

(3) 出席停止の措置をとっている児童生徒への対応

- ・感染者や濃厚接触者として出席停止の措置をとっている児童生徒がいる場合、学校での授業を自宅等でも受けることができるよう Web カメラ等を活用したハイフレックス型の授業(※)を実施します。

※ハイフレックス(HyFlex:Hybrid-Flexible)型の授業…同じ内容の授業を対面でもオンラインでも受けることができる授業

- ・この場合も(2)の場合と同様、児童生徒の学習への取組状況の把握を行います。

(4) 自宅等における学習の取扱い

- ・指導計画等を踏まえながら、教員による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒等の学習の改善や教員の指導改善に生かします。
- ・児童生徒等の学習状況や成果は学校における学習評価に反映することが可能です。
- ・学習指導が以下の要件を満たし、児童生徒等の学習状況や成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能です。

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教員が児童生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

(5) 指導要録上の取扱い

- ・非常時に臨時休業又は出席停止等により登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととします。
- ・以下の方法によるオンラインを活用した学習指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成します。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教員による質疑応答及び児童生徒等同志の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

なお、上記特例授業の指導要録上の出欠の取扱いは、「出席停止・忌引き等の日数」とします。

(6) 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

- ・登校が可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じます。
- ・標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
- ・各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮します。

(7) 児童生徒等の状況把握

- ・臨時休業や出席停止等によりやむを得ず登校できない児童生徒等に対しては、Meet

等を活用して、オンラインでのホームルームや面談等を実施することにより、児童生徒等の状況把握に努めます。特に、やむを得ず登校できない期間が1週間程度以上にわたる場合、定期的に Meet 等を活用して面談を行います。また、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒等に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒等の状況を把握します。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行います。

5 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意することが必要です。

- ・ 幼児が自ら基本的な衛生対策（マスク着用、手洗い、物品の取扱いなど）を行うことは難しいため、大人の援助や配慮をするとともに、自分でできるための十分な時間を確保すること。
- ・ 幼稚園は遊びを通しての指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有が生じやすいことから、指導上の工夫や配慮をすること。
- ・ 登校園の送迎時に、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

特にマスクに関しては、様々な状況に対応できるよう、マスク持参での登園としますが、原則マスクの着用は求めません。

- ・ 他者との距離にかかわらず、マスク着用は一律に行いません。
- ・ 様々な理由があり、幼児のマスクの着用を求める場合は、保護者の任意とします。ただし、保護者や教職員が幼児の体調に十分注意した上で着用するようにします。
- ・ 幼稚園内に感染が広がっている可能性がある場合や活動内容によって近距離での接触等が生じやすい場合などにおいて、マスクの着用を求めるともあります。

※都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）については、下記の厚生労働省 HP で確認します。

〈厚生労働省 HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html